



遠方出産・健診受診等の費用助成のお知らせ



本宮市では、遠方の医療機関での妊産婦健診・出産・乳幼児健診・産後ケアを必要とする妊産婦に対して、医療機関までの移動にかかる交通費、及び妊婦・支援者が出産入院まで待機するための近隣宿泊施設での宿泊費の助成を行っています。

【 助成対象者 】

<妊婦>

●妊婦健診

- ①住所地（※）から最も近い、妊婦健診を受けられる医療機関までおよそ60分以上の移動時間がかかる方
- ②医学的な理由のため周産期母子医療センターで妊婦健診を受ける必要があり、住所地（※）から最も近い周産期母子医療センターまでおよそ60分以上の移動時間がかかる方

●出産

- ①住所地（※）から最も近い出産できる医療機関まで、およそ60分以上の移動時間がかかる方
- ②医学的な理由のため周産期母子医療センターで出産する必要があり、住所地（※）から最も近い周産期母子医療センターまでおよそ60分以上の移動時間がかかる方

<産婦>

●産婦健診

住所地（※）から最も近い、産婦健診を受けられる医療機関までおよそ60分以上の移動時間がかかる方

●産後ケア

住所地（※）から最も近い、産後ケアを受けられる医療機関までおよそ60分以上の移動時間がかかる方

●乳幼児健診

住所地（※）から最も近い、乳幼児健診（1か月児、3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児）を受けられる医療機関までおよそ60分以上の移動時間がかかる方

<支援者（妊婦1人につき1人まで。関係性は問いません）>

- 出産：妊婦の支援のために出産前までに同じ宿泊施設に宿泊した方

<令和8年度>

【 助成内容及び助成額 】

<交通費>

住所地(※)～医療機関までの往復分。

妊婦健診分は上限14回(医療機関が分娩を取り扱わないため、妊娠32週頃に通院先を遠方の医療機関に切り替えた場合は上限7回)

ただし、出産前に宿泊した場合の往路は住所地(※)～宿泊先、復路は医療機関～住所地(※)。

○タクシーやその他の公共交通機関により移動した場合：かかった費用分

○自家用車等で移動した場合：1kmあたり25円

<宿泊費>

出産入院前の宿泊費用(最大14泊分まで)

○助成金額：かかった費用(1泊あたり上限9,800円)

【 申請方法 】

交通費や宿泊費の支払い後に、下記のものをご持参のうえ、保健課窓口にお越しください。

<交通費>

- ①利用日及び利用料金が確認できる領収書等(タクシー利用の場合のみ)
- ②健診日・出産日・施設利用日及び施設名が確認できる書類(母子健康手帳等)
- ③お振込み先の通帳
- ④印鑑

<宿泊費>

- ①宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ②出産日及び分娩した施設が確認できる書類(母子健康手帳等)
- ③お振込み先の通帳
- ④印鑑

※里帰りの場合は里帰り先の居住地

お問い合わせ先：

保健福祉部 保健課 母子保健係(こども家庭センターあゆみ) TEL0243-24-5152

